

令和5年度 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）及び
 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）
 応募要領

1 要 旨

相談支援専門員として従事するために必要な「(1) 相談支援従事者初任者研修（7日間）」と、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修（サビ・児管基礎研修）の受講に必要な「(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）」の受講者を募集します。今年度のサビ・児管基礎研修を受講される方は、初任者研修講義部分（2日間）を受講された後、募集の際に別途お申込みください。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県
 研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

3 研修日程

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間） 相談支援専門員として従事する方
 講義※共通については、オンライン（Zoom）にて実施し、演習1～5日目は会場開催とします。
 研修の途中での会場変更はできません。
 会場定員を超過した場合、会場変更をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

日 程		会 場	受講定員
広島会場 ①	講 義 ※共通	6月27日（火）・28日（水）	オンライン（Zoom）
	演 習	1・2日目	7月11日（火）・12日（水） 広島産業会館西展示館 第2展示場 （広島市南区比治山本町 16-31）
		3日目	9月13日（水） 広島産業会館西展示館 第2展示場 （広島市南区比治山本町 16-31）
		4・5日目	11月8日（水）・9日（木） 広島産業会館西展示館 第1展示場 （広島市南区比治山本町 16-31）
福山会場 ②	講 義 ※共通	6月27日（火）・28日（水）	オンライン（Zoom）
	演 習	1・2日目	7月19日（水）・20日（木） 福山商工会議所 会議室 101 （福山市西町 2-10-1）
		3日目	9月26日（火） まなびの館ローズコム [福山市生涯学習プラザ]大会議室 （福山市霞町 1-10-1）
		4・5日目	11月21日（火）・22日（水） まなびの館ローズコム [福山市生涯学習プラザ]大会議室 （福山市霞町 1-10-1）

※概ね9：30～17：30で実施します。
 ※オンライン（Zoom）については、別紙「オンライン実施に係る留意事項」を必ずご確認ください。
 ※当研修は実習があります。「10 実習について」をお読みください。

【集合開催時受講にあたってのお願い】

- ・研修中は、原則マスクの着用と手指消毒等をお願いします。
- ・風邪の症状（発熱・せきなど）がある場合は、受講を控えてください。

【感染防止の取り組み】

- ・演習は原則1グループ6人までとし、1机あたり最大2人までの着席とします。
- ・会場で入り口付近に、手指用アルコール消毒液を設置します。
- ・定期的に換気をします。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間） サビ・児管基礎研修を受講予定の方

2日間ともオンライン（Zoom）にて実施します。

講 義 ※共通	6月27日（火）・28日（水）
---------	-----------------

※概ね9：30～17：30で実施します。

※オンライン（Zoom）については、別紙「オンライン実施に係る留意事項」を必ずご確認ください。

4 受講対象者

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

ア 相談支援専門員の配置要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙1「相談支援専門員の実務要件」を参照してください。

イ 相談支援専門員として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人（所属もしくは所属予定等の法人・事業所）からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

なお、研修受講前及び受講中に、辞職等により研修受講等に係る責任を負う法人からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び法人に確認の上、受講不可とする場合があります。

※研修受講の申込みは法人単位でのみ可能であり、個人からの申込みは受付できません。

◎ 7日間受講者は共通講義終了後、講義部分（2日間）修了証書が交付されます。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

※研修開始日6月27日（火）までに、サビ・児管の要件を満たしていない方は申込みできません。

ア サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修（サビ・児管基礎研修）の受講要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙2「サービス管理責任者の実務要件」、別紙3「児童発達支援管理責任者の実務要件」を参照してください。

イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人（所属もしくは所属予定等の法人・事業所）からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

※研修受講の申込みは法人単位でのみ可能であり、個人からの申込みは受付できません。

◎ 今年度の「サビ・児管基礎研修」を受講される方は、募集の際に別途お申込みください。

（10月頃募集開始予定）

5 受講費用

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）

1人 21,000円

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）

1人 5,000円

確定額と振込先など詳細は受講決定通知にてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。

受講決定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合には受講不可とすることがあります。

受講費用納入後は、いかなる場合も返金はできません。

6 受講申込みについて

(1) 申込み方法

広島県ホームページに掲載の**申込フォーム（受講推薦(申込)書）**より申込みをしてください。
郵送、FAX、持ち込みによる提出は受け付けません。

申込フォーム／必要様式 掲載ページ URL	申込期限
<p>広島県 障害者支援課 ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin05.html</p>	6月9日（金）締切

(2) 必要書類

必要様式は広島県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用してください。

必要書類	様式						
<p>①受講推薦(申込)書 ※ A または B の申込フォームに入力</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)用</td> <td>申込フォームA(7日間)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)用</td> <td>申込フォームB(2日間)</td> </tr> </table>	A	広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)用	申込フォームA(7日間)	B	広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)用	申込フォームB(2日間)	
A	広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)用	申込フォームA(7日間)					
B	広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)用	申込フォームB(2日間)					
<p>②添付書類 (PDF形式等)</p> <p>申込フォームの添付欄に張り付け</p>	<p>ア 【全員提出】 実務経験総括表 ※イ 実務経験証明書 の経歴を一覧にしてください。</p>	様式1					
	<p>イ 【全員提出】 実務経験証明書（代表者印が必要）</p>	様式2 ※任意の書式可					
	<p>ウ 【実務経験の証明に必要な場合】 資格証</p>						
	<p>エ 【合理的配慮を要する場合のみ】 合理的配慮申出書</p>	様式3					
	<p>オ 【資格証等の名前が異なる場合のみ】 戸籍抄本 (運転免許証や健康保険証等、公的に現在の名前を証明できる書類であれば可)</p>						
<p>①受講推薦(申込)書 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事前に添付書類を揃えた上でお申込みください。 ◆申込フォームの記載を以て受講推薦(申込)書とします。 ◆記入必須の項目については、間違いや漏れの無いようにしてください。 ◆優先的に受講を希望する理由・その他の連絡事項等があれば、備考欄に記入してください。 <p>②添付書類 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆添付書類ア・イ・ウ・エ・オはPDF形式にて申込フォームに添付してください。(写真も可) ◆ウ) 資格証について：別紙の[実務要件について(※3)(※4)]に記載の資格証を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◎「児童指導員」として登録している場合、実務経験総括表・証明書に「児童指導員」と記入 ◎「公認心理士」は当研修の資格に該当しない (大学や大学院の履修課程によっては、児童指導員任用資格者と認められる(卒業証書等提出)) 							

※申込フォームの送信が完了しましたら、申込者メールアドレス宛に完了メールが届きます。完了メールが届かない場合は、メールアドレスに誤りがある可能性がありますので、研修事務局(082-275-5445)まで御連絡ください。ご連絡のないまま申込期限を超過した場合には、受講を認められない場合があります。

(3) 留意事項

- ア 実務経験総括表は、提出する実務経験証明書の経歴を一覧にしてください（必要な実務年数・日数を満たしているかを確認）。総括表はご自身で記入していただいて結構です。
- イ 実務経験証明書は、勤務先に証明を依頼してください。記載内容が同等であれば任意の様式で構いません。**代表者印の押印が無いものは無効です。**
- ウ 受講推薦(申込)書等に不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申込を受け付けられない場合がありますので、よく内容を確認した上で送付してください。特に**氏名の漢字、生年月日は、記載のとおり**に修了証に印字されますので間違いのないよう、確認してください。
- エ メールアドレス記入欄は、間違いの無いように記載してください。

7 受講決定

受講が決定した者には、「受講決定通知」を申込者メールアドレス及び受講推薦(申込)書に記載された受講者本人のメールアドレスの双方に対し、メールにてお送りいたします。

受講決定通知日	方法
6月13日(火)までにメールで通知します	申込者メールアドレス及び受講者本人アドレスへメールします。 ※6月16日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

※申込締切後の推薦法人は変更できません。退職等により、申込推薦法人からの推薦が得られなくなった場合は、当研修の受講及び修了は認められません。

8 問い合わせ

申込みや研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号/受付時間	メールアドレス
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局	082-275-5445 平日 9:00~17:00	web@satukikai.com

毎年問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。

応募要領及び広島県ホームページを確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

9 テキストについて

この研修では、中央法規出版の障害者相談支援従事者研修テキスト初任者研修編を使用します。お持ちでない方は購入してください。

詳細については[<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin05.html>]の「● 初任者研修テキストについて」をご確認ください。

10 実習について

令和2年度から、演習1・2日目と3日目の間の期間（実習①）及び、演習3日目と演習4・5日目の間の期間（実習②）に、基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所等で自身の作成した課題について助言・指導を受けることが必要となりました。実習に関するガイダンスは研修の中で行います。

11 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
 - (2) 全ての課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適切と認められた者
- ※課題未提出等、県が適切でないと判断した者には修了証書の交付はできません。

12 その他

(1) 遅刻について

【オンライン（Zoom）研修時】（全員）

原則として配信サイトへのアクセスが講義の開始から 30 分以上遅れた者は欠席とみなします。

視聴ができない場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30 分以内の遅刻

講義の進行状況によって、視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30 分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。途中で聴講できなくなった場合も、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取り上受講の可否を決定させていただきます。視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

【演習会場での研修時】（7 日間 後半演習 1～5 日目）

講義の開始から 30 分以上遅れた者は欠席とみなし、それ以降の講義を受講不可とします。ただし公共交通機関の乱れ等、県がやむを得ない事情であると判断する場合を除く。遅刻・欠席の場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30 分以内の遅刻

講義の進行状況によって、受講していない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30 分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。遅れる場合は、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取りの上受講の可否を決定させていただきます。受講していない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

(2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

(3) 個人情報は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）の規定に基づき、適切に取り扱います。

(4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。